

東社労第666号
平成28年3月31日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 前田 昭博
(公印省略)

平成28年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る
被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成28年3月28日付別添協東京支部発第160328-01号にて、全国健康保険協会東京支部より、平成28年度の健康保険被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する周知依頼がありました。

平成28年度も保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・適正化を目的として、健康保険被扶養者資格の再確認業務が同協会により実施されます。特に、平成28年度の被扶養者リストの送付に際し、従来実施していた同意書による取扱いは不要となり、また、同事業所一覧表に記載された受託事業所が前年度と同一の場合は誓約書を添付しなくてよいこととなりました。

つきましては、同再確認業務に係る被扶養者状況リストの社会保険労務士への送付に関する取扱いをご確認いただきますとともに、貴統括支部及び貴支部所属会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、本会ホームページ（会員サイト）に掲載しておりますので申し添えます。

(担当：業務課 須永)